

## 民法&宅建業法「手付」《入門レベル》Playlist <<#940>>

### 【Playlist】

宅建朝から1問 手付《入門レベル》まとめ ⇒

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLsAzRBOETHkW2dyWaqpWWrUJdYiMzVMfl>

<<#367>> ★売主⇒現実提供

<<#289>> ★「相手方が契約の履行に着手した後」

<<#318>> + α 民法上の手付

<<#514>> ★「相手方が契約の履行に着手した後」

<<#574>> ★「相手方が契約の履行に着手した後」

<<#618>> ★手付解除と損害賠償請求

<<#714>> ★「相手方が契約の履行に着手した後」

<<#881>> ★宅建業法 手付

### <<ポイント>> 手付

買主が売主に手付を交付したときは、**買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。**ただし、**その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。**

⇒ **自分が履行に着手していても、相手方が履行に着手するまでは、手付解除できる**

## ★ 解約手付

相手方が履行の着手時まで

① 買主 ⇒ 放棄にて

② 売主 ⇒ 倍額を現実に提供にて

## ★ < 自売主制限 >

○ 代金の  $\frac{2}{10}$  まで

⇒ 超える部分は無効

○ 買主に不利な特約は無効

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

実戦で得点力を付ける ⇒ カキまくって覚える宅建直前講座(模試で点数を上げる講座)

夏から挽回 ⇒ 「夏からインプット【速攻】30」講座

解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

夏から一気に合格ラインに ⇒ 「宅建夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>